

公立大学法人滋賀県立大学教授会規程

平成 1 8 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 6 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 1 8 条第 5 項の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 教授会の会議は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

2 学部長は、構成員の 4 分の 1 以上から要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

3 学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長の指名を受けた者がその職務を代行する。

(定足数)

第 3 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第 4 条 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が特に重要と認めた事項については、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(構成員以外の出席)

第 5 条 議長は、必要に応じ、構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第 6 条 教授会は、議事録を作成する。

(事務)

第 7 条 教授会に関する事務は、事務局総務課で処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、各学部教授会が別に定める。

付 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。